

競争的資金等の不正使用防止に関する規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、株式会社 Takram（以下、「当社」という。）における競争的資金等の不正使用に係る対策の基本方針を定め、競争的資金等の適切な管理・運用体制を構築及び整備することにより、研究費不正使用の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規則は、競争的資金等の管理・運用に係る事項に適用する。

(定義)

第 3 条 この規則における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「競争的資金等」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金のことをいう。
- (2) 「競争的資金等の不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用のことをいう。
- (3) 「研究チーム」とは、競争的資金等を受けて行う研究を担当するチーム及び事務局員のことをいう。

(行動規範)

第 4 条 当社における競争的資金等の適正な使用を維持し、不正行為防止のため、研究員並びに事務担当者は次の各号を遵守しなければならない。また管理・監督するものは、適正な管理・統括を実施しなければならない。

- (1) 競争的資金等による研究費は公的資金によるものであり、当社の規則に従って適正に管理し、有効かつ効率的に活用することを全ての構成員が認識しなければならない。
- (2) 競争的資金の不正使用は、それをおこした研究員と所属する当社にとって重大な問題となるばかりでなく、国民の貴重な税金を原資として成り立つ、科学技術・学術振興体制への信頼を揺るがしかねない問題となることを認識し、いかなる理由があっても関係法令等を遵守すること。

(基本方針)

第 5 条 当社の競争的資金等の不正使用防止に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 管理・運営に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、社内外に公表する。
- (2) 不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、実効的な防止機能を備えた管理・運用体制の構築を図る。
- (3) 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う体制を整備する。
- (4) ルールに関する理解を社内に浸透させ、社内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。
- (5) 不正発生の可能性を最小限にすることを旨とし、全社観点から実効性のあるモニタリング体

制を整備する。

第2章 責任体系

(管理責任体系)

第6条 当社の競争的資金等の管理・運営を適正に行う為、以下のとおり責任と権限の体系を定めることとする。

- (1) 最高管理責任者は、代表取締役をもって充て、会社全体を統括し、競争的資金等の管理・運営について最終責任を負うとともに、統括管理責任者及び事務局が責任を持って競争的資金等を運営・管理を行うことができるよう適切な指導をすることに努めるものとする。
- (2) 統括管理責任者は、管理部門取締役をもって充て、最高管理責任者を補佐し、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、会社全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- (3) 研究チーム責任者は、主任研究員をもって充て、研究チームにおける競争的資金の管理・運営について、研究チーム全体を統括する責任と権限をもつものとする。
- (4) 事務局については管理部門が担当し、最高管理責任者が管理・運営の責任と権限をもつものとする。

(研究員の責務)

第7条 研究員は、競争的資金等による研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であると認識し、研究目標に沿った経費の支出を常に行うものとする。

(事務局の責務)

第8条 事務局員は、公的資金等の適正な執行のために、ルールに沿った業務遂行、経費支出の管理を行うものとする。

(競争的資金等の管理)

第9条 競争的資金等の管理は、最高管理責任者の統括の下で事務局員が行うものとする。

第3章 適正な運営・管理のための基盤整備

(コンプライアンス体制)

第10条 最高管理責任者の下に、全社観点から不正防止計画の推進を担当するコンプライアンスタスクフォースを置く。

- (1) コンプライアンスタスクフォースは当社監査役及び統括管理責任者で組織する。
- (2) 当社におけるコンプライアンスタスクフォースの責任者（コンプライアンス推進責任者）は統括管理責任者をもって充てる。
- (3) コンプライアンスタスクフォースの任務は、次のとおりとする。
 - ① 当社における競争的資金等不正使用に関する対応の統括
 - ② 当社全体に起因する不正使用の発生要因の把握、並びにその防止計画の策定及び進捗管理
- (4) 最高管理責任者は、コンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理

が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する事とする。

- (5) コンプライアンス推進責任者は、不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。
- (6) コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (7) コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等に関わる構成員が、適切に競争的資金を取り扱っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- (8) コンプライアンス推進副責任者は、HR マネージャーをもって充て、コンプライアンス推進責任者を補佐し、日常的にコンプライアンス実施状況を確認し、コンプライアンス推進責任者に報告する。

(相談窓口の設置)

第 11 条 統括管理責任者は、当社における競争的資金等の使用や事務処理に関するルール等についての相談窓口ともなり、効率的かつ適切な運営の支援を行う。

- (1) 相談窓口：管理部門取締役
- (2) 受付方法：面談、電話、Eメール

(執行に関する管理体制)

第 12 条 統括管理責任者は、不正防止計画を踏まえた競争的資金等の適正な執行管理を行う為、次項に掲げる管理体制を整備するものとする。

- (1) 統括管理責任者の任務は次のとおりとする。
 - ① 研究費等の執行状況の把握及び助言・指導
 - ② 研究費等の事務担当者への協力体制の整備
 - ③ 研究費等執行上の指導
- (2) 研究チーム責任者は、物品等の発注から納品までの状況を検証・確認するため、次の各号に示す管理体制を整備するものとする。但し、研究活動の円滑な遂行を妨げないよう、柔軟な体制と運用に留意する
 - ① 研究員の発注ルール策定及び発注権限と責任の明確化
 - ② 発注者と業者間における癒着防止体制の確立と検収システムの構築
 - ③ 物品の機種、業者選定、価格設定、納品日等を実効的に検証できる体制の構築
 - ④ 研究費等の経理事務に関する研究者と事務局の協力体制の整備

第 4 章 情報の伝達

(不正に関する情報伝達の体制)

第 13 条 統括管理責任者は、当社における競争的資金等の不正使用に関する通報に対応するため、以下のとおり体制を整備するものとする。

- ① 通報窓口を設置し、内外からの通報の窓口とする。
- ② 不正使用に関する通報者が不利益な取扱いを受けないよう、通報者を保護の観点から、第三者機関にも窓口を設置する。

第5章 不正使用に係る事案の調査等

(不正使用の疑いのある案件の調査等)

第14条 監査又は通報により、不正使用が疑われる案件が発覚した場合は、統括管理責任者は発覚してから30日以内に調査の必要性を確認し、事実関係を調査しなければならない。また、配分機関へも調査方針、調査対象、及び調査方法等を報告しなければならない。

2. 統括管理責任者、または最高管理責任者は、不正使用したとされる研究員に対して、必要と認められる場合は、該当する制度の研究費の使用停止を命じることができる。

(不正に関与した者への対応)

第15条 統括管理責任者は、前条に基づく調査の結果、競争的資金等の不正使用の事実が認められた場合には次の通り対処するものとする。

- (1) 最高管理責任者に報告し、最高責任者が当該事実に関与した者に処分が必要と判断した場合、当社就業規則等に基づき手続きを行う。
- (2) 競争的資金等の不正使用に取引業者が関与していた場合は、取引停止等の措置を取るものとする。

(内部監査室)

第16条 競争的資金等の適正な管理の為、当社監査役は適正な監査及びモニタリングを実施するものとする。また、内部監査室の責任者として、最高管理責任者及びコンプライアンス責任者と連携するものとする。

- (1) 内部監査室は、会計書類上の監査のほか、経理処理等の体制不備の検証や必要に応じて関係者へのヒアリング等を行うものとする。
- (2) 内部監査室は、監査結果についてとりまとめ、最高管理責任者に適時報告する。
- (3) 内部監査室は、監査の実施にあたり、監査内容を随時見直し、効率化・適正化を図るものとする。

第6章 雑則

(事務)

第17条 この規定に関する事務は、関係者の協力を得て、管理部が担当する。

(雑則)

第18条 この規定に定めるもののほか、その他必要事項については最高管理責任者が別に定める。

附則

この規則は、2018年5月25日から施行する。